

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、岐阜県立多治見病院及び 岐阜県立下呂温泉病院の第2期中期計画の変更について

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「各法人」という。）の第2期中期計画について、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、各法人から知事に対し変更の認可の申請があったため、法第26条第3項の規定に基づき、当評価委員会に意見を求める。

中期計画変更の趣旨

- ・ガイドラインが改定（※）されたことに伴い、各法人の第2期中期計画（平成27年度～平成31年度）に、ガイドラインに追加された事項を新たに記載するもの
※ 平成27年3月31日付け総務省通知
- ・ガイドラインは、国が、病院事業を設置する地方公共団体に対し、新公立病院改革プランを策定し、病院機能の見直しや病院事業経営の改革に総合的に取り組むよう要請するため策定したもので、既に、地方独立行政法人が中期計画を策定している場合には、当該計画においてガイドラインの要請事項のうち不足している部分を追加又は別途作成することで足りるとされている

中期計画変更(案)

- ガイドラインにおいて要請されている医業収支比率に係る数値目標を記載する
 - ・「3 予算（人件費の見積含む）、収支計画及び資金計画」に、医業収支比率を追加する。
- その他文言の修正
 - ・岐阜県地域医療構想を踏まえて策定していることを明確にするため、「1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための取組」中の「1-1 診療事業」に、「岐阜県地域医療構想（平成28年7月策定）に基づき」を追加する。
 - ・「3-3 資金計画」のうち、繰越金に係る区分の名称について、今回の改正に合わせ修正する。

【参照：資料③-2、資料③-3】

今後の手続き

- ・3月議会で第2期中期計画変更に関する認可について議決（法第83条第3項）
- ・知事が中期計画変更の認可（法第26条第1項）
- ・各法人が中期計画を公表（法第26条第5項）

<参考>

地方独立行政法人は、中期目標の指示を受けたときは、当該中期目標を達成するための計画（中期計画）を作成し、知事の認可を受けなければならない。変更も同様（地方独立行政法人法第26条第1項）。

設立団体の長は、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない（地方独立行政法人法第26条第3項）。

設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない（地方独立行政法人法第83条第3項）。